

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）

- ◎ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）を支給する。

（１）支給対象者

- ① **児童扶養手当受給者等**（低所得のひとり親世帯）
② **①以外の住民税非課税の子育て世帯**（その他低所得の子育て世帯）
※②の対象となる児童の範囲は①と同じ
（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））

（２）給付額

児童一人当たり一律**5万円**

（３）実施主体

ひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所設置町村
その他子育て世帯：市町村（特別区を含む）

（４）費用

全額国庫負担（10／10）
※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担

（５）スケジュール

- ① 低所得のひとり親世帯：迅速な支給を実現する観点から、まずは、**児童扶養手当受給者**について、支給情報をもとに（**申請不要**）、可能な限り早期に支給
※ **直近で収入が減少した世帯等**についても、**申請に基づき**支給
- ② その他低所得の子育て世帯：今後、具体的な制度設計を行い、直近の所得情報の判明以降可能な限り早期に、**申請に基づき**支給